

仕様書

1 案件名称

防犯カメラ保守点検業務委託（旭区役所）

2 履行期限

令和8年12月18日（金）

3 対象機器・設置場所等

旭区内に設置する公設置防犯カメラ（計26台）

詳細は別紙「防犯カメラ設置場所等一覧」のとおり

4 業務内容

- （1）受注者は契約締結後、履行期限までに上記3の各防犯カメラについて1回メンテナンス（カメラ本体の映像・録画状態・画角・日時設定の確認及び調整、カメラ本体・ハウジング・電源ボックスの清掃及び破損有無の確認）を実施すること。
また、映像がメンテナンス日を含めて継続録画されているか（記録媒体への保存状態含む）を確認すること。
- （2）受注者は、カメラ本体・ハウジング・電源ボックス・SDカード等に異常があった場合は、その詳細について速やかに発注者へ報告し指示を受けること。なお、SDカードの不具合のみの場合は発注者よりSDカードを提供するので、入れ替えること。
- （3）メンテナンス等の日程調整は、受注者が事前に本業務の受注者であることを明らかにしたうえで設置場所の所有者もしくは管理者と行うこと。調整後、メンテナンス等の日程について事前に発注者に報告すること。
- （4）受注者は、本業務の対象となるすべての防犯カメラのメンテナンス等完了後、発注者に速やかに結果報告書を提出すること。なお、結果報告書の様式は任意様式とするが、記載内容等は次のとおりとする。
 - （ア）点検場所
 - （イ）点検実施者
 - （ウ）点検日
 - （エ）点検結果及び点検結果に基づく対応
 - （オ）故障、不具合があった場合は修理対応の可否（修理可の場合は修理方法）
 - （カ）作業風景を撮影した写真
 - （キ）メンテナンス等の完了が確認できる写真（防犯カメラ本体の外観・防犯カメラで撮影されている画像）

5 適用範囲

- （1）本仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- （2）本業務について、事業請負見積書に定める契約条項及び特記事項以外の一切は、この仕様書によるものとする。なお、契約後における仕様書の疑義は、発注者の解釈によるものとする。
- （3）事業請負見積書及び本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の双方が協議のうえ決定する。
- （4）契約後の事業請負見積書及び仕様書の疑義については、発注者の解釈とする。

6 再委託の制限

- (1) 再委託に関する特記事項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ア：委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - イ：仕様書中4に規定する業務
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

7 その他

- (1) 結果報告書の作成目的を除き防犯カメラの録画データを保存しないこと。録画データを含む個人情報とは「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」の趣旨を踏まえ、適切に管理すること。結果報告書の発注者への提出後、作業に使用したパソコン等からすべての録画データを確実に消去すること（紙等に印刷した録画データがある場合も、すべて適切に処分すること）。消去後は、発注者が用意する「利用データ消去・媒体破壊証明書」により、その旨を発注者へ報告すること。また、本業務において知り得た情報は外部に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、業務の実施に際しては周囲の工作物や付帯設備等に損傷を与えないようにすること。また、通行人等の安全を十分に確保した状態で業務を実施すること。万が一、事故等が生じた場合や第三者に損害等を与えた場合は、発注者に速やかに報告を行うとともに、発注者に明確な過失がある場合を除き、受注者の責任により誠意をもって解決にあたるとともに、受注者がその負担を負うこと。
- (3) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。
- (4) 本業務の実施にあたり使用する機材等は受注者が用意すること。本業務の実施にあたって必要となる経費は、全て本契約に含むものとする。

- (5) 発注者は、業務実施後の検査において著しい不備があると判断した場合は受注者に作業のやり直しを命じることができる。その場合、受注者は速やかにやり直し作業を行わなければならない。

8 事業担当

大阪市旭区役所 防災安全課

担当者 佐野

大阪市旭区大宮 1－1－17

電話：06-6957-9915

ファクス：06-6952-3248

防犯カメラ設置場所等一覧

	施設名等	住所	設置場所	設置機器	セット 番号	備考
1	清水地域集会センター	清水 3-15-20	既設ポール	SHV-101型	A	平成27年度設置 南向きカメラ
2	あかがわ生協診療所	生江 2-8-8	既設ポール	SHV-102型	B	平成27年度設置
3	関西みらい銀行通用門	大宮 3-19-16	新設ポール	SHV-101型	A	平成28年度設置
4	新森中央公園北側道路	新森 4-22	既設ポール	SHV-101型	A	平成28年度設置 東向きカメラ
5	旭東中学校北側道路	新森 6-7	道路照明灯	SHV-102型	B	平成29年度設置
6	市営森小路駐輪場 入口付近	新森 2-1	道路照明灯	SHV-102型	B	令和2年度設置
7	旭区民センター 1階	中宮 1-11-14	建物壁面	SHV-102型	B	令和2年度設置 東向きカメラ
8	旭区民センター 3階	中宮 1-11-14	建物壁面	SHV-102型	B	令和2年度設置
9	旭東中学校北側道路	新森 6-7	道路照明灯	KER-960C型	C	令和2年度設置
10	スーパーナショナル 宣伝用ポール 北向き	森小路 1-4	既設ポール	KER-960C型	C	令和2年度設置
11	清水小学校鉄柵	清水 5-1	既設ポール	KER-960C型	C	令和2年度設置
12	太子橋小学校鉄柵	太子橋 1-12-15	新設ポール	KER-960C型	C	令和3年度設置 西向きカメラ
13	西中宮橋	高殿 2-21	引込柱	SHV-202 IR型	D	令和2年度設置
14	大宮北老人憩の家	大宮 5-9-20	既設ポール	SHV-202 IR型	D	令和3年度設置
15	生江老人憩の家	生江 1-4-31	建物壁面	SHV-102型	B	令和3年度設置
16	建設局道路照明灯 西向き	高殿 4-9 先路上	道路照明灯	SHV-102型	B	令和3年度設置
17	高殿南老人憩の家	高殿 3-21-1	建物壁面	SHV-102型	B	令和4年度設置
18	太子橋中公園 電源引込柱	太子橋 2-7	既設ポール	SHV-102型	B	令和4年度設置
19	八幡大神宮	清水 3-20-19	既設ポール	SHV-102型	B	令和4年度設置 南向きカメラ
20	保健福祉センター分館	森小路 2-5-26	建物壁面	SHV-202 IR型	D	令和4年度設置
21	清水南公園西側歩道	清水 2-13	道路照明灯	SHV-202 IR型	D	令和4年度設置
22	建設局道路照明灯	高殿 1-8	道路照明灯	SHV-202 IR型	D	令和4年度設置
23	建設局道路照明灯	高殿 2-19	道路照明灯	SHV-202 IR型	D	令和4年度設置
24	旭東中学校 南門付近フェンス	新森 6-7-25	新設ポール	SHV-202 IR型	D	令和4年度設置
25	清水 2丁目16番地先	清水 2-17-4	関電柱	SHV-202 IR型	D	令和4年度設置
26	中宮 3丁目8番地先	中宮 3-8	関電柱	SHV-202 IR型	D	令和4年度設置

不適正な契約事案の再発防止対策に係る特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者のコンプライアンス担当に報告しなければならない。

(報告先[コンプライアンス担当]：旭区役所総務課 電話：06-6957-9625)

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（旭区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（旭区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること